

岩手県医療局管理規程第9号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（代決）

第3条 決裁権者が不在のときは、第1号、第2号又は第3号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。

（1）本庁における代決

決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	第3順位者
局長	次長	病院改革室長 主管の総括課長又はシステム管理室長	経営改革監又は医師対策監
次長	病院改革室長 主管の総括課長又はシステム管理室長	経営改革監又は医師対策監	
病院改革室長	経営改革監又は医師対策監		
総括課長	担当課長（薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	2以上の担当課長又は特命課長を置く課にあっては、総括課長があらかじめ定める順位による他の担当課長又は特命課長	
システム管理室長、経営改革監又は医師対策監	病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する吏員		
担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する吏員		

（2）病院における代決

決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	
院長	診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理企画部及び医療安全管理部、中央病院以外の病院の診療科並びに救命救	統括副院長（統括副院長を置かない病院にあっては、副院長（2以上の副院長並びに救命救急センター長及び周産期医療センター長を置く病院にあっては、院長があらかじめ定める順位による副院長並	副院長（2以上の副院長並びに救命救急センター長及び周産期医療センター長を置く病院にあっては院長があらかじめ定める順位による副院長並びに救命救急センター長、統括副

急センター及び周産期医療センター (以下「診療部等」という。)の所 掌する事務	びに救命救急センター長)	院長を置かない病院にあつては院長 があらかじめ指定する医師たる職員 (2以上の副院長並びに救命救急セ ンター長及び周産期医療センター長 を置く病院にあつては、院長があら かじめ定める順位による他の副院長 並びに救命救急センター長)
診療部等の所掌する事務以外の事務	事務局長	事務局次長(2以上の事務局次長を 置く病院にあつては院長があらかじ め定める順位による事務局次長、事 務局次長を置かない病院にあつては 院長があらかじめ指定する者)
事務局長	事務局次長(2以上の事務局次長を置く 病院にあつては院長があらかじめ定め る順位による事務局次長、事務局次長を置 かない病院にあつては院長があらかじ め指定する者)	事務局次長(2以上の事務局次長を 置く病院にあつては院長があらかじ め定める順位による他の事務局次 長、事務局次長を置かない病院にあ つては院長があらかじめ指定する 者)

(3) 病院附属診療所における代決

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
地域診療センター長	副地域診療センター長(2以上の副地域診療センター 長を置く地域診療センターにあつては地域診療セン ター長があらかじめ定める順位による副地域診療セ ンター長、副地域診療センター長を置かない地域診療 センターにあつては地域診療センター長があらかじ め指定する者)	事務長

改正前	改正後
<p>(病院附属診療所長の専決事項)</p> <p>第10条 病院附属診療所長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職員の<u>県内</u>旅行命令に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(病院附属診療所の長の専決事項)</p> <p>第10条 病院附属診療所の長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職員の旅行命令に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>局長が別に定める簡易又は定例に属する職務専念義務免除に関すること。</u></p> <p>(5) <u>貯蔵品の処分に関すること。</u></p> <p>(6) <u>簡易な照会、回答、報告及び通知に関すること。</u></p>

<p>(4) [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、<u>別に定める未収金、診療契約に係る利用料等及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「未収金等」という。）</u>の徴収を除く。</p> <p>(17)～(25) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第16号（<u>未収金等</u>に係るものに限る。）、第17号及び第24号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(7) <u>公用車の使用に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、<u>診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）</u>及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「<u>診療契約利用料等</u>」という。）の徴収を除く。</p> <p>(17)～(25) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第16号（<u>診療契約利用料等</u>に係るものに限る。）、第17号及び第24号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。